

核燃料物質の使用等に関する規則等の改正案及び意見公募の実施

令和5年3月22日
原子力規制庁

1. 趣旨

本議題は、非該当使用施設¹の許認可に係る申請において、申請者に保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書等の添付を求めないこととするため、核燃料物質の使用等に関する規則（昭和32年総理府令第84号。以下「使用規則」という。）及び令第41条非該当使用施設等の廃止措置計画の審査基準（原規規発第2112156号。以下「審査基準」という。）の改正案並びに意見公募の実施の了承について諮るものである。

2. 経緯

令和4年度第50回原子力規制委員会（令和4年11月9日、参考1）において、3条改正に係る許認可における不適合事案を踏まえた改善活動を報告した。その際、改善活動の一つとして非該当使用施設に係る使用変更許可（承認）申請について、保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準として要求する事項が限定的²であり、添付書類³がなくとも申請書本文をもって適合性を判断できていることから、添付書類四を廃止することを報告した。

3. 改正案の内容

非該当使用施設の許認可（使用（変更）許可（承認）、合併分割認可及び廃止措置計画（変更）認可）に係る申請において、保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書等の添付を廃止するよう、別紙1のとおり、使用規則を改正する。またこれに併せて別紙2のとおり、審査基準を改正する。併せて誤字脱字等の記載の適正化を行う。これらの改正案について、その内容を了承いただきたい。

¹ 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和32年政令324号）第41条で定める核燃料物質を使用しない使用施設

² 原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第2号）第54条において、非該当使用施設の利用者に関する特例が定められており、品質管理に必要な体制として、使用者が個別業務に関する継続的な改善、計画的な実施及び評価並びにこれに関する記録の作成及び管理を実施すること、また、原子力の安全確保の重要性を認識し、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないようにすることが定められている。

³ 使用規則第2条第2項第4号の変更後における使用施設等の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書

4. 意見公募の実施

別紙 1、2 の改正案は行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）の命令等に該当するため、行政手続法第 39 条第 1 項に基づく意見公募を実施することを了承いただきたい。

実施期間：令和 5 年 3 月 23 日（木）から 4 月 21 日（金）まで（30 日間）

実施方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）及び郵送

5. 今後の予定

意見公募実施後、原子力規制委員会へ意見公募結果を報告する。提出意見への考え方の了承、並びに規則改正案及び審査基準改正案の決定の後、改正規則の官報公布日に施行する。

6. 別紙及び参考

別紙 1	核燃料物質の使用等に関する規則の一部を改正する規則（案）
別紙 2	令第 41 条非該当使用施設等の廃止措置計画の審査基準の一部改正について（案）
参考 1	令和 4 年度第 50 回原子力規制委員会資料 2（抜粋）（3 条改正に係る許認可における不適合事案を踏まえた改善活動）
参考 2	使用規則（抜粋）

(案)

○原子力規制委員会規則第 号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第五十条第一項、第五十五条の三第一項、第五十七条の五第二項、第五十七条の五第三項において読み替えて準用する同法第十二条の六第三項、第五十七条の六第二項及び第五十七条の六第四項において読み替えて準用する同法第十二条の七第四項を実施するため、並びに核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）第三十八条第二項の規定に基づき、核燃料物質の使用等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 年 月 日

原子力規制委員会委員長 山中 伸介

核燃料物質の使用等に関する規則の一部を改正する規則

核燃料物質の使用等に関する規則（昭和三十二年総理府令第八十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

	改 正 後	改 正 前
	<p>（核燃料物質の使用の許可の申請）</p> <p>第一条の二（略）</p> <p>2 前項の申請書に添付すべき核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号。以下「令」という。）第三十八条第二項の原子力規制委員会規則で定める書類は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、<u>第二号及び第四号</u>に掲げる書類は、令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用する場合に限り、添付するものとする。</p> <p>一〜六（略）</p>	<p>（核燃料物質の使用の許可の申請）</p> <p>第一条の二（略）</p> <p>2 前項の申請書に添付すべき核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号。以下「令」という。）第三十八条第二項の原子力規制委員会規則で定める書類は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、<u>第二号</u>に掲げる書類は、令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用する場合に限り、添付するものとする。</p> <p>一〜六（略）</p>
3・4（略）		3・4（略）

(変更の許可の申請)

第二条 (略)

2 法第五十二条第二項第二号、第三号又は第七号から第十号までに掲げる事項の変更に係る令第四十条の許可の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第二号及び第四号に掲げる書類は、令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用する場
合に限り、添付するものとする。

一〜四 (略)

3 (略)

(合併及び分割の認可の申請)

第二条の十 法第五十五条の三第一項の合併又は分割の認可を受けようとする者は、別記様式第一による申請書に、次の各号に掲げる書類を添付して、原子力規制委員会に提出しなければならない。ただし、第六号に掲げる書類は、令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用する場
合に限り、添付するものとする。

一〜七 (略)

2 (略)

(廃止措置計画の認可の申請)

第六条の三 (略)

(変更の許可の申請)

第二条 (略)

2 法第五十二条第二項第二号、第三号又は第七号から第十号までに掲げる事項の変更に係る令第四十条の許可の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第二号に掲げる書類は、令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用する場
合に限り、添付するものとする。

一〜四 (略)

3 (略)

(合併及び分割の認可の申請)

第二条の十 法第五十五条の三第一項の合併又は分割の認可を受けようとする者は、別記様式第一による申請書に、次の各号に掲げる書類を添付して、原子力規制委員会に提出しなければならない。ただし、一

一〜七 (略)

2 (略)

(廃止措置計画の認可の申請)

第六条の三 (略)

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。ただし、第一号、第四号、第五号、第八号及び第十号に掲げる書類については令第四十一条各号に掲げる核燃料物質の使用をしていた場合に限り、第二号に掲げる書類については当該核燃料物質の使用をしていない場合を除き、添付するものとする。

一〇九 (略)

十 廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書

十一 (略)

3 (略)

(廃止措置計画の変更の認可の申請)

第六条の三の二 (略)

2 前項の申請書には、前条第二項第三号から第十一号までに掲げる事項の変更に伴う同条第二項各号に掲げる書類又は図面の変更について、説明した資料を添付しなければならない。ただし、同条第二項第一号、第四号、第五号、第八号及び第十号に掲げる書類については令第四十一条各号に掲げる核燃料物質の使用をしていた場合に限り、同条第二項第二号に掲げる書類については当該核燃料物質の使用をしていない場合を除き、添付するものとする。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。ただし、第一号、第四号、第五号及び第八号に掲げる書類については令第四十一条各号に掲げる核燃料物質の使用をしていた場合に限り、第二号に掲げる書類については当該核燃料物質の使用をしていない場合を除き、添付するものとする。

一〇九 (略)

十 廃止措置に係る品質マネジメントシステム(令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用しない者にあつては、品質管理基準規則第五十四条第一項第一号に定める措置)に関する説明書

十一 (略)

3 (略)

(廃止措置計画の変更の認可の申請)

第六条の三の二 (略)

2 前項の申請書には前条第二項各号に掲げる事項のうち変更に係るものについて説明した資料を添付しなければならない。

3 (略)

(許可の取消し等に伴う措置)
第六条の八 (略)

2 前項の場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第六条の三の二第二項	前条第一項第三号から第十一号まで	第六条の八第一項において準用する前条第一項第三号から第十一号まで
(略)	(略)	(略)

3 (略)

(許可の取消し等に伴う措置)
第六条の八 (略)

2 前項の場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第六条の三の二第二項	前条第二項各号	第六条の八第一項において準用する前条第二項各号
(略)	(略)	(略)

合併（分割）認可申請書

年 月 日

原子力規制委員会 殿

名 称
代表者の氏名（注1）

名 称
代表者の氏名（注1）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第55条の3第1項の規定により、次のとおり法人の合併（分割）の認可を受けたいので申請します。

(注1) 合併又は分割する法人	名 称		
	代表者の氏名		
	住 所		
(注1) 合併又は分割する法人	名 称		
	代表者の氏名		
	住 所		
(注2) 所及び使用の場所 地位の承継に係る工場又は事業	工場又は 事業所	名 称	承継前
			承継後
	所在地	郵便番号（ ）	
		都 道 府 県	
使用の場所		電話番号 （ ）	

合併（分割）認可申請書

年 月 日

原子力規制委員会 殿

名 称
代表者の氏名（注1）

名 称
代表者の氏名（注1）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第55条の3第1項の規定により、次のとおり法人の合併（分割）の認可を受けたいので申請します。

(注1) 合併又は分割する法人	名 称		
	代表者の氏名		
	住 所		
(注1) 合併又は分割する法人	名 称		
	代表者の氏名		
	住 所		
(注3) 所及び使用の場所 地位の承継に係る工場又は事業	工場又は 事業所	名 称	承継前
			承継後
	所在地	郵便番号（ ）	
		都 道 府 県	
使用の場所		電話番号 （ ）	

質によつて汚染された物を一体として承継する法人 又は分割により使用施設等並びに核燃料物質及び核燃料物 合併後存続する法人若しくは合併によつて設立される法人	名 称	
	代表者の氏名	
	住 所	郵便番号 () 都 道 府 県 電話番号 ()
合併又は分割の方法及び条件 (注3)		
合併又は分割の理由		
合併又は分割の時期		年 月 日

質によつて汚染された物を一体として承継する法人 又は分割により使用施設等並びに核燃料物質及び核燃料物 合併後存続する法人若しくは合併によつて設立される法人	名 称	
	代表者の氏名	
	住 所	郵便番号 () 都 道 府 県 電話番号 ()
合併又は分割の方法及び条件 (注4)		
合併又は分割の理由		
合併又は分割の時期		年 月 日

使用施設等の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する こと	
注	<p>1 新設分割の場合は、新設分割を行おうとする者のみ記載すること。</p> <p>2 「地位の承継に係る工場又は事業所及び使用の場所」 地位の承継に係る工場又は事業所及び使用の場所を全て記載すること。</p> <p>3 「合併又は分割の方法及び条件」 吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割の区分及び合併又は分割の条件を記載すること。なお、合併又は分割の条件については、合併後存続する法人若しくは合併によつて設立される法人又は分割により使用施設等並びに核燃料物質及び核燃料物質によつて汚染された物を一体として承継する法人において、核燃料物質が平和の目的以外に利用されるおそれがないこと及び核燃料物質の使用を適確に行うに足りる技術的能力があることを確認できるよう、核燃料物質の使用の目的及び方法並びに使用済燃料の処分の方法に変更がないこと並びに核燃料物質の使用に必要な技術的能力について記載すること。</p>
備考	<p>1 本様式は、日本産業規格 A 4 版とすること。</p> <p>2 この申請書の提出部数は正本 1 通とすること。</p> <p>3 この申請書には、核燃料物質の使用等に関する規則第 2 条の 10 第 1 項に規定する書類を、それらの書類の一覧とともに添えること。</p> <p>4 様式中に記載しきれないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙を用いても構わない。</p>

使用施設等の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する こと	
注	<p>1 新設分割の場合は、新設分割を行おうとする者のみ記載すること。</p> <p>2 「地位の承継に係る工場又は事業所及び使用の場所」 地位の承継に係る工場又は事業所及び使用の場所を全て記載すること。</p> <p>3 「合併又は分割の方法及び条件」 吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割の区分及び合併又は分割の条件を記載すること。なお、合併又は分割の条件については、合併後存続する法人若しくは合併によつて設立される法人又は分割により使用施設等並びに核燃料物質及び核燃料物質によつて汚染された物を一体として承継する法人において、核燃料物質が平和の目的以外に利用されるおそれがないこと及び核燃料物質の使用を適確に行うに足りる技術的能力があることを確認できるよう、核燃料物質の使用の目的及び方法並びに使用済燃料の処分の方法に変更がないこと並びに核燃料物質の使用に必要な技術的能力について記載すること。</p>
備考	<p>1 本様式は、日本産業規格 A 4 版とすること。</p> <p>2 この申請書の提出部数は正本 1 通とすること。</p> <p>3 この申請書には、核燃料物質の使用等に関する規則第 2 条の 10 第 1 項に規定する書類を、それらの書類の一覧とともに添えること。</p> <p>4 様式中に記載しきれないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙を用いても構わない。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(案)

改正 令和 年 月 日 原規規発第 号 原子力規制委員会決定

年 月 日

原子力規制委員会

令第41条非該当使用施設等の廃止措置計画の審査基準の一部改正について

令第41条非該当使用施設等の廃止措置計画の審査基準（原規規発第2112156号）の一部を、別表により改正する。

附 則

この規程は、核燃料物質の使用等に関する規則の一部を改正する規則（令和5年原子力規制委員会第〇号）の施行の日（令和 年 月 日）から施行する。

改正後	改正前
<p>III. 審査の基準</p> <p>1. (略)</p> <p>2. (略)</p> <p>3. 申請書に添付する書類の記載事項に対する審査基準</p> <p>令第41条非該当使用施設等の廃止措置計画に係る申請書には、<u>使用規則第6条の3第2項</u>で定める以下の書類又は図面を添付することが求められている。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(削る)</p> <p>以下、令第41条非該当使用施設等の廃止措置計画に係る申請書の添付書類について、その記載事項ごとに審査における確認内容を示す。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(削る)</p>	<p>III. 審査の基準</p> <p>1. (略)</p> <p>2. (略)</p> <p>3. 申請書に添付する書類の記載事項に対する審査基準</p> <p>令第41条非該当使用施設等の廃止措置計画に係る申請書には、<u>使用規則第6条の3第2項</u>で定める以下の書類又は図面を添付することが求められている。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(6) 廃止措置に係る品質管理（継続的改善）に関する説明書</u></p> <p>以下、令第41条非該当使用施設等の廃止措置計画に係る申請書の添付書類について、その記載事項ごとに審査における確認内容を示す。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(6) 廃止措置に係る品質管理（継続的改善）に関する説明書</u></p> <p>・<u>使用規則第6条の3第2項第10号</u></p> <p><u>個別業務に関し、継続的な改善を計画的に実施し、評価していることについて、以下の事項が示されていること。</u></p> <p>1) <u>原子力の安全確保を目的としていること。</u></p> <p>2) <u>廃止措置対象施設における保安活動を適用範囲としていること。</u></p> <p>3) <u>廃止措置期間中における個別業務について、改善策を立て、実施し、その結果を評価して必要があれば更なる改善を行うことを実施内容としていること。</u></p>

	<p><u>なお、廃止措置期間中においても、許可を受けたところにより同号に定める措置を講ずる場合は、その旨が示されていればよい。</u></p>
--	--